

平成29年度の各種税証明

6月12日(月)から発行

平成29年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明書は、6月12日(月)から区民課総合窓口(区役所2階4番)、豊洲特別出張所・各出張所で取り扱います。証明書自動交付機・コンビニ交付では、課税・非課税証明書(平成29年度のみ)を取り扱います。

窓口で交付申請される方は、本人を確認できる書類をご持参ください。

なお、交付申請を代理の方が行う場合は、依頼人自筆の委任状(押印のこと)と代理人の身分を証明する書類が必要です。

委任状の記載例

- ・委任者がすべてご記入ください
- ・朱肉を使用する印鑑を押印ください

委 任 状	
江東区長 殿	
平成 年 月 日	
委任者 住 所	証明する年度の1月1日の住所
氏 名	(印)
日中の連絡先	— —
私は、下記の者を代理人として、委任事項欄の取得の権限を委任します。	
委任事項：平成 年度 住民税課税・非課税証明	通
平成 年度 住民税 納 税 証 明	通
代理人 住 所	氏 名
生年月日	M・T・S・H 年 月 日 男・女

でご注意ください。

また、都営住宅居住者の収入

報告のための提出資料として、課税証明書の代わりに、税額決定通知書(本書に限る)をご利用になれます。

問 課税課税第二係

☎(3647)8004
FAX(3647)4822

住民税の税額が決定

納税通知書を6月12日(月)発送

平成29年度住民税(特別区民税・都民税)が課税される方に、税額決定の通知書を6月12日(月)に発送します。

【納期】

6月30日(金)(第一期)、8月31日(木)(第二期)、10月31日(火)(第三期)、平成30年1月31日(水)(第四期)

※給与からの引き落とし(特別徴収)分は、会社等(特別徴収義務者)を通じて別途通知されます。

年金からの引き落とし

(特別徴収)

【対象となる方】

平成28年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、平成29年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません。

- 老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
- 老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を控除した額が住民税額に満たない方

【対象となる税額】

公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額および均等割額)

公的年金からの住民税の徴収方法

新たに対象となる方

徴収月	6月(第1期)・8月(第2期)	10月・12月・平成30年2月
徴収額	各月、年税額の1/4	各月、年税額の1/6
方 法	納付書や口座振替による(普通徴収)	年金からの引き落とし(特別徴収)

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・平成30年2月
徴収額	各月、前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3(仮徴収)	各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3(本徴収)
方 法	年金からの引き落とし(特別徴収)	

徴収方法右表のとおり

問 課税課

☎(3647)8001・2・8004

FAX(3647)4822

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ ジェネリック医薬品差額通知を送付

ジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかわかるお知らせをお送りします。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっていますが、その有効成分含有量は同じで、有効性や品質、安全性が同等の医薬品です。また、薬事法に基づいた厳正な審査を経たうえで、ジェネリック医薬品を処方している方と見込まれる方

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっていますが、その有効成分含有量は同じで、有効性や品質、安全性が同等の医薬品です。また、薬事法に基づいた厳正な審査を経たうえで、ジェネリック医薬品を処方している方と見込まれる方

CIIG区民サポーター会議

参加者を募集

区民・事業者・行政の協働で緑化を推進

CIIGビジョンでは、区民により構成する「CIIG区民サポーター会議」を設置し、区民・事業者・行政の協働によりCIIG IN THE GREEN II CIIG(緑の中の都市)の実現を目指すことを掲げています。区では、公募の区民の参加によりCIIG区民サポーター会議を開催し、区の緑化の推進に関わる意見交換等を行っています。区の緑の施策への参画・提案によりCIIGの実現に協力いただける会議のメンバーの公募を行います。

※報酬はありません。

※企業・団体の方はお問い合わせください。

【第1回】6月29日(木)午後7時～8時半(平成30年3月)

※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。通知が届かなかった方も切り替えることで薬代が安くなる場合があります。

【送付時期】

国保・毎月下旬※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。

後期高齢者医療…6月下旬

【注意事項】

○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。

○症状などにより処方できない場合があります。

「KOTOハッピー子育てトレーニング講座」受講者募集

連続講座で「しつけ」を学ぼう

どなたたり叩いたりせず、ともに向き合い伝えるしつけの方法を学ぶ「KOTOハッピー子育てトレーニング講座(愛称はピトレ)」の連続編を開催します。グループワーク等を交えて実践的に学ぶことができる講座です。

【時】場 下表のとおり※重複申込不可

【人】区内在住でおおむね3歳児～未就学児を子育て中の全回受講可能な方各10人(抽選)

【保】無料(申込書に希望の有無を記入してください)

【締】6月14日(水)必着

【申】子育て支援課(区役所3階)

	日時	場所
1	9/1・15、10/6・20、11/10・24、12/22(金曜全7回) 10:00～12:00	深川北子ども家庭支援センター(高橋14-6)
2	10/7・21、11/4・18、12/2・16、平成30/1/13(土曜全7回) 10:00～12:00	豊洲子ども家庭支援センター(豊洲5-5-1-201)
3	7/10・24、8/7・21、9/11・25、10/23(月曜全7回) 10:00～12:00	大島子ども家庭支援センター(大島4-1-37)

15番)、区内5か所の子ども家庭支援センターにある専用申込書およびアンケート用紙(区ホームページからも入手可)に必要事項を記入し、窓口で申込。または、〒135-8383区役所子育て支援課こども家庭支援係へ郵送

☎(3647)4408
FAX(3647)9196



▲はピトレロゴマーク